

平成17年度

まちづくり研修事業

募集のお知らせ

「まちづくり研修事業」は、南富良野町の未来に向けて個性豊かで活力あるまちづくりを進めていくために、町民皆さんに国内外で研修活動をしていただく費用を助成することを目的として、平成元年度から開始し15年間で25件の研修事業を実施してきました。

しかし、事業がスタートした当初の時代背景から今日では社会情勢が大きく変化していることから、平成16年度は制度見直しのため事業を休止していましたが、研修先を国内に限定するなどの制度改正を図り、平成17年度より事業を再開することとしました。

つきましては、下記の実施要綱のとおり募集しますので、ぜひご利用ください。

実施要領

対象となる事業

- ・地域づくりを推進するための研修事業
- ・情報化時代に対応するための研修事業

対象者等

- ・申請日現在で、本町に1年以上居住しており、事業実施後3年以上居住する見込みのある方。ただし、団体（グループ）による研修事業の場合、対象者は1世帯1名となります。
- ・1団体4名以内とします。
- ・過去5年の間に本事業の助成を受けた方は対象となりません。
- ・研修期間は、原則として15日以内です。
- ・町税を完納している方。

研修者の義務

- ・研修事業報告書の提出
- ・地域づくり、まちづくり活動の実践
- ・研修後の活動計画および活動報告の提出（研修後3年間）

助成額

- ・平成17年度の予算内で研修事業に要する対象経費の70%の範囲内で助成します。ただし、申請多数の場合は助成率を調整いたしますのでご注意ください。
- ・1人当たりの助成限度額は14万円です。

助成対象経費

- ・南富良野町を出発地として、研修地までの往復航空賃、汽車賃、バスなど乗物代の実費
- ・研修、視察、交流等経費、食費、宿泊費、滞在費、車両借上費用、技術習得等に要する経費、その他研修に必要とする経費

申請方法

平成17年度中の事業を計画されている方は、平成17年4月1日から5月10日までに申請してください。ただし、期限を過ぎても申請状況によっては受付できる場合があります。



申請書の提出・問い合わせ先

企画商工課（企画調整係） ☎ 52-2115